平成２４年（フ）第２１６号
茨城県つくばみらい市小絹758番地９
債務者　古河惠美子（旧姓甘利）
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２号
茨城県土浦市都和３丁目６番４―501号　市営都和住宅
債務者　森田　公子
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
茨城県土浦市藤沢1857―１、住民票上の住所茨城県つくば市大形1019番地３
債務者　間橋恵二郎
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
千葉県木更津市貝渕４丁目１番４号
債務者　川名　進一
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７４号
富山県射水市片口高場427番地
債務者　大川　勇浩
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３１８号
金沢市泉野出町１丁目18番７号
債務者　土井美代子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２５号
金沢市大桑町平42番地20　市営住宅10棟201号
債務者　安田　丸子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２６号
金沢市森山１丁目15番13号
債務者　干場　　正
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２７号
金沢市森山１丁目15番13号
債務者　干場　和子
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２８号
金沢市泉本町５丁目78番地１　県営住宅３棟12号
債務者　﨑出　啓太
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３０号
金沢市鳴和２丁目１―８　ハウス代官山313号室、住民票上の住所金沢市南新保町イ22番地１、従前の住所金沢市西金沢１丁目54番地
債務者　多賀　淳一
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３１号
金沢市新神田１丁目１番17号　アパガーデンパレス506号
債務者　橋本　浩司
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３７号
金沢市平和町２丁目７番５号　県営住宅27棟403号
債務者　谷　　文江
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３４９号
金沢市直江町イ72番地
債務者　矢部聡一朗
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５０号
石川県野々市市堀内３丁目84番地　コーポＫ102号
債務者　林　　良一
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
長野県諏訪郡富士見町富士見10377番地２フラワースクウェア203
債務者　大柄　貴弘
１　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２３１号
岐阜県関市板取3288番地１
債務者　長屋　　忍
１　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岐阜地方裁判所